

## 情報通信審議会 情報通信政策部会（第59回）議事概要

1 日時 令和4年6月22日（水）15:00～16:04

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、國領 二郎、石井 夏生利、江崎 浩、  
桑津 浩太郎、越塚 登、高橋 利枝、根本 直子、長谷山 美紀、  
堀 義貴、増田 悦子、山中 しのぶ（以上12名）

(2) 総務省

<情報流通行政局>

竹村 晃一（官房総括審議官）、辺見 聡（官房審議官）、  
大村 真一（情報通信政策課長）、  
西潟 暢央（情報通信政策課企画官）

<情報通信政策研究所>

高地 圭輔（情報通信政策研究所長）

(3) 事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

・ 議決案件

・ 「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について

【令和3年9月30日付け 諮問第26号】

## 開 会

○森川部会長　それでは、皆様方、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから情報通信審議会の第59回情報通信政策部会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しておりますが、現時点で、委員15名中11名が御出席いただいております。定足数を満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにして、お名のりいただいた後に、御発言のほうをお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

## 議 題

### 議決案件

「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」について

【令和3年9月30日付 諮問第26号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、議決案件の1件でございます。

諮問第26号、2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方についての御審議をお願いできればと思います。

こちらでございますけれども、総合政策委員会、これは私が主査を務めさせていただきましたが、総合政策委員会で検討してまいりました結果を前回のこの情報通信政策部会で皆様方にお諮りをし、パブリックコメントにかけさせていただきました。本日は、そのパブリックコメントで出てきたいろいろな方々からの御意見を御紹介した上で、それをどのように反映していくのかという考え方を事務局から御説明いただいて、皆様方に御審議いただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、詳細につきましては、事務局から御説明をお願いできればと思います。お願いいたします。

○西潟情報通信政策課企画官　森川先生、ありがとうございます。事務局でございます。

最初に資料59-1-2「ご意見及びその考え方」を用いて御説明をさせていただきます。

前回、御審議いただいた結果も踏まえまして、5月13日から6月13日まで30日間、意見募集を行いました。意見の提出につきましては、全部で23件、うち個人が14件ということでございまして、全体のリストを2頁以降へつけております。この資料は、答申（案）の章立てに沿って意見を事務局でソートいたしまして、答申（案）の流れと対応する形で御覧いただけるようになっております。

まず「はじめに」の部分から順番に御紹介させていただきます。KDDIさんとソフトバンクさんから賛同の意見をいただきまして、それからソフトバンクさんから、高度なサービス提供あるいは国際競争力の強化は健全な競争を通じて実現されるべきということで、こうした競争環境の確保に向けた取組が重要ではないかということで、こうした部分については、今後の参考とさせていただくということで考えております。

次に3番の個人からの御意見でございましたけれども、コロナ禍における話として、例えばコロナの情報ですとかワクチンの情報を偏ったものしか掲載できないなど、そういった現状があったということは問題であるのではないかと。そういった意味で、こうしたSNSあるいは動画配信サービスが跋扈している状況の中での「検閲」状態を解消することが重要な課題ではないかという御指摘をいただいておりますので、今後の参考にさせていただくということになるかと思っております。

それから、第1章の現状把握の部分について多々御意見をいただいておりますので、順次御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、4番の個人の方からの御意見なんですけど、ICTに対する投資が93年以降低迷している部分について、企業が稼いでそれを分配するとか再投資するとか、そういった当たり前のことがなされていない結果ではないかということで、次期検討の機会があればということでもありますけれども、GAF Aの分析に加えて経済拡大に向けたさらなる深掘りを期待したい。あるいはその下になりますけれども、我が国の情報化投資については、人月の時間労働型や下請孫請の多重構造であることが知られていて、その中での発注先から値下げ圧力であるとか追加の仕様ですとか、そういったものが賃金抑止につながっているんじゃないかという御指摘をいただいております。その中で、次期の検討においては、情報化投資の量とともに質についても言及し、さらに望ましい姿を描くことを期待したいということでございまして、今後の検討とさせていただきたいと考

えております。

続きまして、その下5番になりますが、携帯電話の料金についての比較の資料について、料金水準だけではなく品質についても言及することが必要ではないかということでありましたが、ここの部分、実は大手MNO 3社の売上高の推移を記述した部分でございますので、ここは原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

次に6番です。個人の方からの御意見です。携帯電話は10年ごとに世代交代をこれまでしてまいりましたので、10年ごとの数字を示しつつ、設備投資額ですとかそういったものを併記して、比較されたいということでありました。これも、今回ここまで深掘りしたデータをお出ししていませんけれども、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

それから、クラウドあるいはデータセンターに関する現状紹介のところでございますが、7番はASPI Cさんからの御意見です。我々、この答申でもハイパースケール事業者という言葉を使っておりますけれども、中でも近年急速に伸長している事業者として中国系の事業者があるということで、欧米系の事業者と分けて分析する必要があるのではないかとということで、経済安全保障の観点からも、継続的な状況の把握と適切な対策が必要であるということでもございました。今後の参考とさせていただきたいと思っております。

それから続きまして8番、個人の意見でございます。例えば通信の中で太平洋の間をまたぐと、通信だけでどうしても100msの遅延が発生します。そういう意味で、米国のサーバーの多くがアジアに今後置かれる流れになっているかと認識しております。その中で、日本が選ばれる国となるために何をしたらよいのかという部分についても深耕を期待したいということでもございましたので、これも今後の参考とさせていただきたいと思っております。

それから続きまして9番です。ASPI Cの御意見がございました。デジタル・プラットフォーム事業者の状況、動向についても記述することを提案しますということでもございましたが、ここの部分については、実は第2章の真ん中のところで、デジタル市場競争本部が中心になって行っている取組について記述しているところでもありますので、このまま原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

それから続きまして10番です。個人の方からの意見です。文のつながりや因果関係が不明瞭な箇所が散見されるということでもございまして、これは大変失礼いたしました。

御指摘に当たる部分については修正をしております。こうした修正箇所を今後幾つか御紹介させていただきますけど、そちらについてはこれを一周させていただいた後に、資料59-1-1、答申（案）に沿って御紹介をさせていただきたいと思っております。

それからコンテンツ関連のところ、11番になります。コンテンツ市場は米国が圧倒的であってということで、最終的に世界並び各地のこういったものが集約されて海外資本による寡占的な状態になる可能性もあるので、多面的な視点を基につくられたコンテンツを国民が見られるような仕組みが重要ではないかという御指摘いただいております。ここについては今後の御参考とさせていただきたいと思っております。

それから12番、これもASPIICからの御意見です。ランサムウェアについて、現状や被害状況についても記述したらどうかという提案がございましたけれども、実はこれ、答申（案）の「第3章2.（8-5）サイバーセキュリティを担う人材の育成」という項がございますが、その部分に記述しておりますということでお返しをしたいと考えております。

それから13番に移ります。日本の労働生産性の低さの元凶として、あまりにも労働者軽視の労使が横行し、高度技術者がIT分野への就労を忌避する現状が生産性を悪化させる要因になっているということで、以下の御意見をいただいております。今後の参考ということにさせていただきたいと思っております。

それから次、14番、これも個人の方からの御意見です。真ん中辺にございますが、文系・理系の論点あるいは専門高校の論点が挙げられていない。あるいは政府レベルではSTEM教育について議論されており、その部分の記載の追記がよいのではないかとということでございました。ここについては、総合政策委員会の中で審議いただいた、あるいは有識者の方からプレゼンなどをいただいた部分について、拾えるといいますか、追加する部分がございますので、この部分については記述を修正しています。

15番、まいります。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会からの御意見でございましたが。答申の中で利用者視点が乏しいのではないかという感想を持たれたということで、以下に書いておられるんですけども、この利用者数に関する情報の保護や利用者のメディア情報リテラシーの向上などについては、それぞれ第3章の中で記述がありますので、その部分を御参照くださいということで、お返ししたいと思っております。

16番に移ります。これは情報処理安全確保支援士会からでございます。ICT人材

の東京圏への一極集中を解消する点に何も論及されていないというような御指摘をいただいております。この団体様からの御意見が幾つか出てきておりますので、そのときにまた御紹介いたしますが、基本的にここの部分も御意見として承るということにしたいと思っております。

17番でございます。これはソフトバンクからの御意見でございます。ゲームチェンジャーとなり得る新技術の具体例ということで、答申（案）では、光電融合技術の一つ例示として挙げているところでございますが、ソフトバンクさんからの御意見の中で、こうした記載がNTTグループを一強として国として推薦するように解釈し得るということでございまして、修正案をいただいております。先ほど申し上げたとおり、これはあくまでも例示でございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

それから18番でございます。インターネット上の偽情報あるいは違法・有害情報の増加についてというところで、増加している根拠を示すべきという御意見を個人の方からいただいております。また、デジタル敗戦の要因ということで、この答申（案）の中に4つの要因ということで上げさせていただいておりますけれども、この要因を客観的に示すデータの根拠があると望ましいということでございました。根拠につきまして、総合政策委員会における調査検討の中での御指摘があったものということでございまして、この部分については、原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

第3章、5Gの話に移りますけれども、19番でございます。楽天モバイルさんからOpen RANの標準化や完全仮想化ネットワークの構築に向けて、日本の強みとするためにも補助金による継続的な支援を要望されるということでございました。それから、20番、ソフトバンクさんからです。こちらはSub 6について、ある程度広い帯域での早期の割当てを実施すべきという御意見をいただいております。いずれも、今後の検討の参考とさせていただきたいというふうに思っております。

それから21番ですね、これは公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の御意見でございます。エネルギーとの関係のところ、例えば「2050年にはICT関連の消費電力が2016年比で4,000倍以上に爆発的に増加することが予想されており」という記述がございます。これを踏まえて、日本の情報化社会よりもさらに多くの電力の安定した供給が不可欠であるという事実を提言できちんと指摘をすべきであるにご指摘いただきました。また、可能であれば、エネルギー問題

の解決方針の提言も必要ということでした。ここについては、御指摘いただいた部分を踏まえて記述を修正しておりますので、後でまた御紹介をさせていただきます。

それから、ブロードバンドの拡充ということで、22番スカパーJ SATさんから、Non-Terrestrial Network、非地上系のネットワークのことでございますけれども、エリアの拡張実現に向けてユースケースの開発や実証、こうしたものを推進することを強く要望するということでした。それから一緒に23番、楽天モバイルさんも御紹介させていただきますが、楽天モバイルさんの取組みの実現に向けて、フィーダリンク周波数の割当てですとか、あるいは電波法令における制度整備などなどの後押しを要望いたしますという御意見をいただきました。いずれも今後の検討の参考とさせていただきたいと思っております。

それから24番は情報処理安全確保支援士会からのご意見でございます。これはブロードバンドの未整備地域の多くが高齢化地域であって、回線を引いても利用者の増加につながらず、そして人口は今後急激に減少することは明確ということで、慢性的な赤字となり地方財政の負担となる事例ばかりであるのご指摘でございます。誰もうれしくない事業を継続する意味がないことは明白ということですが、これは一つの御意見ということで承るということにさせていただきたいと思っております。

それから25番です。これも情報処理安全確保支援士会からです。また、一連の御意見の中で、光のブロードバンドではなく、例えばロケットですとか、例えば都市部にロケット発射場は造れないので地方に宇宙ベンチャーを進出させて、低軌道の衛星を打ち上げる。そうすると、中山間地域でも高速インターネット環境が利用できるのではないかと。こういった部分に全力で取り組むべきであるといったことが、ここに書いてあります。それから26番です。この部分に関連して、従来、世帯カバー率向上のために用いていた費用を全て宇宙通信ベンチャーに投資する旨、策定すべきであるということ。いずれも一つの御意見という形で承るということが適当ではないかと考えております。

27番に参ります。こちらはソフトバンクさんからの御意見で、光ファイバを用いた固定通信サービスに関する御意見がございました。これらの設備を自己設置している、いわゆる通信キャリアのこと、あるいはケーブルテレビ事業者さんのことですが、そういう利用者がそのサービスを変更する場合、例えばNTTからソフトバンクさんに変えるとかこういった場合について、引込線という言葉を使うんですけれども、利用者宅まで引き込んでいる回線の部分についての移転についての手続が比較的複雑な部分が

あるということで、答申（案）への記述の修正ということを御提案いただいております。この部分について、総務省におきまして現在「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するワーキンググループ」というものがございまして、こちらにおいて、今、鋭意検討が行われているところでございまして、その結果も踏まえて、総務省において適切に対応することが適当であるというのが、情報通信政策部会からの考え方として、適当ではないかと思っているところでございます。

続きまして28番でございます、ソフトバンクさんから、答申（案）の流れについては賛同いただいた上で、国際海底ケーブルに関して補助金ということを入れたらどうかということでございましたが。ソフトバンクさんの趣旨からすると、JICT、ファンドがありますけれども、これに限定すべきではないというものだと思いますが。これも先ほどの光電融合と同じで、あくまで一つの例として取り上げたものでございますので、ここは原案のとおりとさせていただくことが適当と思っております。

29番でございます。特定電気通信施設等整備推進基金補助金について、データセンターの整備ですとか海底ケーブルの整備、その他、補正予算で獲得してきた部分ですが、この補助金の中で、IX、インターネットエクスチェンジについてのメニューがございまして、この部分がIX設備に限定されているところをほかのものに少し拡張すべきではないかということでございまして、これは今後の検討とさせていただきたいと思っております。

30番です。これもソフトバンクさんからの御意見なんですけれども。「加えて」のところですね。HAPSの分野について、日本が世界をリードしていくためにも、要素技術の開発への支援、あるいは国家戦略特区の導入も含めた、国内の実証実験を念頭においた実証エリアの確保や発着試験場の整備などが重要ですということで、官民一体となった取組、こうしたものを推進する必要があると考えますということで、今後の検討の参考とさせていただきたいと思っております。

それから31番、これは個人の方からの御意見なんですけれども。国際標準化活動を協力を——この「協力」は強いほうの間違いだと思うんですけども——強力で推進する必要があるということでございました。この中で、どの部局が主体になるのか、推進主体を明記すべきであるという御意見です。この部分については、そもそもの答申（案）の構成で、総務省において取り組むべき事項と記載しているものでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思っております。



それから、32番スカパーJ S A Tさんからの御意見ですけれどもNTNの実用化あるいは社会実装に向けた標準化、知財化あるいは制度化の推進が重要なテーマとして扱われることを強く要望するというものでございました。それから33番楽天モバイルさんから同じ分野のところですが、研究開発や社会実証の加速、海外展開に関する活動について、補助金による継続的な支援を要望いたしますというものでございました。いずれも御意見として、今後の検討の際の参考にさせていただきたいと思っております。

それから34番KDDIさんから、取組を具体化し強力で推進していくことに賛同ということで御意見をいただいておりますので御紹介いたします。

それから、この分野に35番日本電気さんからいただいております。B e y o n d 5 Gに向けた情報通信技術戦略の在り方について、同じ情報通信審議会の中で御審議いただいておりますB e y o n d 5 Gに向けた情報通信技術戦略の在り方のほうを引用させていただいている部分もございますので、このこと自体について賛同ということでございます。

それから36番～38番富士通さんから、国際標準化活動を主導し、研究開発戦略と知財・国際標準化戦略を一体的に推進していくことに賛同いただくということでございます。それから、各国の政府機関や団体とのグローバルな連携を強化すべきである。あるいはカーボンニュートラルとの関係で、コア技術の早期開発や導入に向けた支援を期待するというので、こうした部分についても今後の検討の際の参考とさせていただければと思います。

39番、これは公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会さんからの御意見です。もはや放送を特別扱いすべき社会的必然性があるのかというような御指摘でございまして、放送法の扱いを含めて、大きな発想転換が必要ではないかということで御意見がございました。ここについては今後の参考とさせていただくということでございます。

それから40番個人の方から、「放送の果たすべき役割はむしろ重要性を増していることも指摘されており」という部分の根拠についてでございまして、これは総合政策委員会における調査検討の中で御指摘があったもので、具体的には各部局からもこうした部分の御紹介がございましたし、総合政策委員会の議事の中でもこういった議論もあったかということでございますので、原案のとおりさせていただきたいと思っております。

それから41番、テレビジョン受信設備——我々がテレビと認識するものでござい

すけれども——テレビを持たない国民にもNHK受信料を負担させる方向に少しでも進むような答申には絶対反対であるということでございますが、今回の答申はそうしたものではありませんので、御意見として承るということかと思えます。

それから42番、これも個人の方でございますけれども、4K放送について周波数の浪費でしかなく、災害時の迅速な情報提供への障害になる行為であるという御指摘をいただいております。これも今回の答申の中心部分では決してございませんので、御意見として承るものと思っております。

それから43番日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会さんからです。この項のタイトル「安心・安全なインターネット利用環境の構築」の部分について、安全があつての安心という流れで論じられることが多いのではないかとということで、少し違和感を感じたという御指摘をいただいております。ここの部分、総務省の取組の中で基本的にこれまで安心・安全の順番でやってきたところでございますし、安心と安全を並列表記したもので、順序を示すものでございませぬので、ここは原案のとおり進めたいと思っております。

44番、これも同じ日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会さんからです。消費者保護の観点からは資格を持った相談員等から適切な助言を受けることができる相談体制の構築を期待するということで、これは今後の参考とさせていただきたいと思っております。

それから45番ソフトバンクさんからの御意見です。プラットフォーム事業者さんとの関係の中で、少なくとも海外のプラットフォーム事業者と国内事業者とのイコルフッティングを確保することが必須であり、その点を明確化すべく以下のとおり修正すべきということで、記述の修正の御提案いただいております。前に戻りますが、ソフトバンクさんからいただいた海外のプラットフォーム事業者と国内の事業者とのイコルフッティング確保による公正競争の確保という部分は答申（案）の第2章に記載があるんですけど、デジタル市場競争本部を中心として、総務省も含め関係省庁が連携して取組を行ってございまして、ここについてはこうした修正を行わず原案のとおりとさせていただきたいと思えます。

それから46番です、これもソフトバンクさんの御意見です。「大量の利用者情報を取り扱う電気通信事業者」について、本来、規模によらず全ての電気通信事業者が対象となるべきですという御意見いただいております。ここの部分、少し補足をさせていた

できますと、電気通信事業のガバナンス検討会というものが総務省の中にございまして、そこでの検討を踏まえて今般電気通信事業法の一部改正というのが行われたところでございます。つい先日でございますけれども、国会で成立いたしております。この部分との関係で、この事業法のほうで利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に対して特定利用者情報の適正な取扱いを義務づけるということにしたんですけれども、これを全て事業者へというソフトバンクさんの御意見だと思います。この部分、これから総務省において、この新しく改正された法律の施行に向けて取組を進めてまいるところでございますので、総務省において今後の検討の際の参考とすることが適当ではないかと思えます。

それから47番になります。これも先ほどから幾つか御紹介させていただいた情報処理安全確保支援士会でございます。国家資格者であるところの情報処理安全確保支援士の都道府県、政令市及び通信インフラ事業者への必置化、設置の義務化ということでございます。私も個別には認識をしていなかったのですが、総務省に限っては一切触れられていないということについて御意見をいただいております。この部分、必置化となるとなかなかいろいろな手数もかかりますので、ひとまず今回は御意見として賜ることが適当ではないかと思えます。

それからコンテンツについてです。48番KDDIさんからの御意見なんですけれども。Web3.0、それからNFT、ブロックチェーンの発展版、あるいはメタバースといった新しいICT部門のサービスについて、本年6月3日にとりまとめられた知的財産推進計画2022を踏まえていただきつつ、イノベーションと事業者の負担のバランスについて十分留意して検討することが必要であると考えますという御意見でございました。これについては、総務省における今後の検討において参考にすべきものとお答えをすることとしたいと思います。

それから続きまして49番になりますけどASPIICの御意見ですね。日本の国際競争力の維持という観点から、クラウドの話でございます。アプリケーションを提供するSaaSが今後ますます重要になってきます。SaaSについての記述の追加をお願いしますという御意見をいただきました。それから下にございますけれども、クラウドサービスに関する政策として以下の項目に追加を御検討いただけると幸いですということで、以下3つ、人材の育成、デジタル田園都市国家構想の中でも自治体を中心とするクラウドの活用を取り上げること、情報通信政策の新しい視点として、SDGsの達成の

ためのクラウドの活用を追加するという御意見、こうしたものを追加いただけないかということでもございました。

それに対する考え方として、まず前段のSaaSについての記述の追加という御意見につきましては、実は第3章の中で「多様な用途・ニーズに応えるクラウドサービスの普及推進」という項目がございまして、ここの後段において、クラウドサービス全体について書いたものでございますので、SaaSも当たり前に含まれているということで、原案のとおりとしたいと思います。

それから後段のほうも、クラウドサービスの信頼性の向上につきましては、3つ挙げられていた項目も合わせまして、この答申を踏まえて、関係する事業者あるいはもちろんこのASPIICさんをはじめとする団体と連携し、総務省において適切に取組が行われることが適当であると思っております。

それから20ページ、50番ですね。これは日本電気さんからの御意見で、パブリッククラウドとプライベートクラウドを使い分けるハイブリッドクラウドを選択肢として、利用者が用途に応じたクラウドサービスを選択できることを推進すると。これはまさにこの答申の方向性でございますけれども、これに賛同いただくということでもございました。

51番でございます。キャッシュレス化についても記述がございましたけれども、この推進について、基本的には市場の競争に委ねることが適切であるというソフトバンクさんからの御指摘でございます。この部分について、我が国のキャッシュレスの決済比率、これは前段で主要国との比較もつけておりますけれども、キャッシュレス化の推進が急務であるということで、市場の競争に委ねる委ねないといったことだけではないということで、こうした形で御紹介させていただくのが適当ではないかと思っております。

52番に移ります。こちらは先ほどの日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会さんからです。サイバー攻撃や脅威といったものに対して、電気通信事業者の果たす、あるいは果たせる役割についての議論、答申（案）の中でもさせていただいております。ここの部分について、例えば法令あるいは財政的な裏づけを整備していく必要性といった部分についての提案をいただきたいということでもございます。答申（案）でも制度的な課題の洗い出しを行い、対策に関する費用負担の在り方、あるいは必要に応じて制度改正の必要性などについて検討を行うことが適当としておるところでございますので、このままにさせていただきたいと思っております。

それから同じ日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様から、I o T機器の危険リスクについても御指摘いただいております。ここの部分についても同じく答申の中で「I o T機器に係るサイバーセキュリティの一層の確保」ということで引き続き対策を強化していくことが適当としておりますので、ここの部分についても、このまま御紹介をさせていただくとどめたいと思います。

それから次に、情報処理安全確保支援士会さんからの御意見です。情報アクセシビリティの向上等ということで、市町村を念頭にということではあるんですけども、この情報処理安全確保支援士試験または情報セキュリティマネジメント試験合格者といった国家試験に基づいて知見を有することが確認できる者を講師として派遣するということが適当ではないかという御意見でございます。これはどこの部分と関連するかと申しますと、地方自治体のD Xの推進に向けて、今、総務省で取り組んでいる部分につきましては、外部人材の登用を進めると記載しておりますけれども、この部分についての御意見をいただいているということでございます。詳細は割愛させていただきますけれども、情報通信施策部会からの回答としては、御意見として承りますということとさせていただくのが適当ではないかと考えている次第でございます。

5 5 番に移ります。ソフトバンクさんの御意見で、人材育成の観点から、答申（案）に記載されている内容に加え、I C Tを教える教員に対して教育D Xを促すセミナーを実施したり、教員に対するI C T教育を制度化したりするという取組が有用ではないかという御意見もございまして、これは今後の参考とさせていただきたいということでございます。

5 6 番でございますが、自治体が専門人材を確保しやすい環境の整備を行うことが有用と、これはソフトバンクさんの御指摘でございまして、これはまさに答申（案）にも記載があるんですけども、総務省において自治体D X推進計画の着実な遂行に向けて、引き続き外部人材の登用に向けて取組を進めていくことが適当であるということでございます。

次に、生涯教育という観点が必要ではないかということで5 7 番個人の方から御指摘いただいております。ここの部分についてはいただいた御指摘を踏まえて、答申（案）の記載を修正しておりますので、後ほど御紹介をさせていただきます。

それから、「おわりに」ということで最後の部分ですね。光電融合技術について5 8 番ソフトバンクさんから、こちらの章が2か所にわたる部分になるので2回御紹介する

ことになりましたけれども、これは原案のとおりとさせていただきたいということでございます。

それから、そのほかの意見といたしまして、例えば楽天モバイルさんへの電波の配分、周波数の割当てについて幾つか同じような御意見を59番～63番でいただいております。これは一つの御意見ということでいただきたいと思います。

それから64番ですね。予想は外れる、それがイノベーションであって、外れる予想をするのは無意味だという御指摘があったんですけども、これは一つの御意見として承りたいというふうに思っております。

65番は、携帯電話の端末の値段あるいはその値引きの取組について御意見いただいておりますけれども、ここについては御意見として承りたいと思います。

それからそういった似たような部分ですね、66、67番でございます。非常に細かいところまでこの個人の方は答申（案）を御覧いただいたようで大変ありがたく存じますし、また、一打ち間違いの部分に御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。この部分については修正をいたしております。

それから68番、これも個人の方からですが、特に初出の部分、HAPS、NTN、こうした部分については補足していたんですけど、それが漏れていた部分がございますので大変失礼いたしました。御指摘を踏まえて修正をさせていただきます。

最後、69番個人の方から、PDFファイルの中にしおりをつけてくださいということで、これも大変失礼いたしました。そこまで配慮方、当初の（案）の段階では行き届いておりませんでしたので、最終形になる前にしおりをつけた形で発表させていただきたいと考えてございます。

以上、パブリックコメントの御意見についての御紹介をさせていただきました。

続きまして、先ほど申し上げましたとおり、答申（案）の修正についての説明をさせていただきますと思います。答申（案）を御覧いただいておりますでしょうか。

今いろいろと御紹介をさせていただきましたけれども、それを踏まえて答申（案）を幾つか加筆修正しておりますので、大きなところを幾つか御紹介をさせていただきます。

29ページですけれども、現状分析のICT人材に係るところで、理系の話ですとか幾つか御意見でもいただいたところではございました。ここの「あわせて」のところから、ICT人材の育成に向けて、経営者層に多い文系の学部出身者に理系的な考え方を習得させること、あるいは働きながら生涯にわたって学べる機会を提供することが重要

であるとの指摘があったということを御紹介させていただきます。総合政策委員会において、東京理科大学の若林先生からのプレゼンテーションあるいはそれに関連するディスカッション、意見交換の中でもこうした部分の御指摘をいただいていたところでした。

それから第2章、ここの部分につきまして、1つめはデジタル田園都市国家構想実現会議（議長：内閣総理大臣）ということで、これに限らず幾つか情報通信政策を総務省において方向性を検討するに当たりまして、関係する制度全般の戦略やその取組について概観したセクションなどでございますけれども、この部分について幾つかの文書については、この6月になりましてからの新しい、あるいは更新版であったりとか、あるいはこのデジタル田園都市国家構想に関しては、まさしくそのデジタル田園都市国家構想基本方針ということで6月7日に閣議決定されたものがございまして、こういったものについて一連のアップデートの作業をしております。

次に、先ほどKDDIさんからの御意見にもあった9番、大きかったところとしてはこれが1つと、それから9つ目の地方財政計画のところですね、ここの部分も記述を改めております。

それから、経済安全保障に関しては法案が可決成立いたしましたので、ここの部分についてもアップデートをさせていただきました。

それからもう一つ、大きく変わったところといたしまして、電力あるいはエネルギーとの関係で、先ほど御紹介いたしました「4,000倍以上に爆発的に増加することが予想されており」という、JSTさんからのレポートを参考にした記述だったんですけども、一層安定的な電力供給が求められるところであって、脱炭素社会の構築について「エネルギー問題への対応及びSDGsの取組としても重要な課題であり」というところまで記述を追加しております。

私からの御説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

お返しいたします。

○森川部会長　ありがとうございます。

いろいろな方々から御意見を賜りました。その御意見に対する考え方と、答申（案）の修正について御説明をいただきましたが、ぜひ皆様方から何かお気づきの点等ございましたら、お知らせいただければと思っております。

いかがでしょうか。何か御意見あるいは御質問等ございましたらチャット機能にてお

申し出いただければと思います。皆様方、いかがですか。

ありがとうございます。それでは桑津委員、お願いいたします。

○桑津委員 桑津です。どうもありがとうございます。

いただいた内容といいますかコメントの件なんですけれども。大きな方針に関して何かこう踏み違いもしくはその順序違いがあるというよりは、留意すべき点を御指摘いただいた点が多かったのかなというふうに思っています。

その面で特にやはり外資のG A F Aさんとの競争環境ですとか、一長一短、答えが見つからないところが多いのは、これはまあやむを得ないのかなということで、その部分をコメント等で今後も検討の課題であるし、課題として重要性が残るということを御指摘しておけば、特に大きく何か方針そのものを左右するようなことには至らないのではないかなと思いました。

以上です。

○森川部会長 ありがとうございます、桑津委員。

そのほか何かお気づきの点等ありますでしょうか。このままで問題ないということでしょうか。

○森川部会長 江崎先生、お願いいたします。

○江崎委員 基本には、この取りまとめ、本当に御苦労さまでございました。特に、企画官がおっしゃっていたように、最近の閣議決定を含めた、それからそれを受けた活動がものすごいスピードで動いていますので、そこ辺りをどこまで反映するかというのは事務局と座長の先生にお任せするとして、本当にものすごい勢いで、特に経済安全保障の研究開発をどうするかというところも昨日キックオフしたところですので、注視していただきながら、ぜひよろしく願いできればと思います。

以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます、江崎先生。

それ以外、ございませんか。石井先生、お願いします。

○石井委員 細かい件ですが、利用者情報という言葉が使われているところで質問がございます。利用者に関する情報の適切な取扱いの確保を目指す電気通信事業法の改正という、一つ大きな政策課題に言及して頂いていますが（5-4）、それとは別の文脈で、利用者情報を適正に保護するなどの措置を講じつつ、D F F Tの観念下の理念のモデルとしてという記載をいただいているところがあります（6）。利用者情報は必ずし



もその外縁が明確とも言い難い面がありますが、その意味はどのように捉えておけばよろしいでしょうか。同じ用語が使われている箇所が3か所ありまして、D F F Tの文脈と電気通信事業法の改正の文脈がありますけど、この辺りの整理をしておくと思いしました。教えていただければと思います。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは西潟企画官、いかがですか。

○西潟情報通信政策課企画官　石井先生、コメントをありがとうございます。非常に細かいところまで御覧いただきありがとうございます。

先生が最初におっしゃった利用者情報のD F F Tとの関係、これは情報銀行の部分だと認識しております。ここの部分について利用者情報という言葉は、こういう言い方をすると不適切かもしれません。もちろん個人情報保護法の適用を受ける個人情報がベースにはなるんですけども、どちらかという情報銀行で取り扱おうとしている情報というの、その周辺のパーソナルデータといったほうがいいのかもかもしれません。

それから、こうした用法としての利用情報はそのまま電気通信事業法とは別なところがございまして。ここでの利用者情報というのは、個人情報から始まるところでありますけれども、パーソナルデータという部分とはまたちょっと違う意味合いもございまして、そういった意味で、電気通信事業法の議論の中でも、利用者情報という言葉を使ってきたということ認識しております。

そのそれぞれがありますということになってしまいますけれども、お答えとしては以上でございます。ありがとうございます。

○石井委員　明確ではない概念であり、しかも別のところで同じ言葉が使われていると、また違った捉え方がされてしまうかと思いましたので、確認させていただいた次第です。ありがとうございます。

○森川部会長　ありがとうございます、石井先生。

これについて、何かうまい言い方があれば。石井先生御懸念のとおり、確かにちょっと曖昧ではありますので。うまい言い方があれば、修正というのも考えてもいいかなと思ったんですが、私は思い浮かばなかったんですけど、石井先生、何かありましたら。

○石井委員　そうですね、端末からの情報収集のところではもう利用者情報という言葉が長い間使われておりまして、私が参加させていただいているWGでも用いられています。情報銀行のほうはどうなのでしょう。もし、情報銀行のところでは、使われた情報を

利用者情報と表現しなくてもいいのであれば、別の用語もあり得るかと思っていたところ  
です。端末情報のところは利用者情報のまま使っておいたほうがいいかとは思いますが。

○森川部会長 分かりました、ありがとうございます。

それを踏まえて、西潟企画官、いかがでしょう、それは利用者情報でもまあ大きな誤  
解にはつながらないと思いますが。

○西潟情報通信政策課企画官 そうですね、ありがとうございます。

端末から入る電気通信事業法については石井先生がおっしゃっていただいたとおりで、  
利用者情報を維持させていただきたいと思うところです。情報銀行についても、ひとま  
ず情報銀行のサービスを利用するという意味で利用者情報という言葉ではあるんですね。  
その部分で、例えばパーソナルデータと一概にひとくくりにしてしまって大丈夫なの  
かどうかというのは、一度持ち帰って確認なり検討させていただいたほうがいいのかな  
という思いを持ちました。

○森川部会長 ありがとうございます。

そうしたら石井先生、このD F F Tのところの書きぶりについては事務局とも相談し  
て、座長一任で修正とさせていただくということでもよろしいですか。事務局もそういっ  
たプロセスで大丈夫でしょうか。

○成田管理室長 皆様、同意いただけるのであれば、できますので。よろしくお願いし  
ます。

○森川部会長 分かりました。

後でまた皆様方にお諮りしたいと思いますけど、そのような形で石井先生の御指摘に  
は対応をさせていただきたいというふうに今思っております。ありがとうございます、  
石井先生。細かい点ですけど非常に重要な点ですし、私も気づいておりませんでしたの  
で、本当にありがとうございます。

そのほか何かございますか。ありがとうございます、山中委員がメッセージを入力し  
ていますというメッセージが届きましたので、山中委員、お願いします。

○山中委員 ありがとうございます。

細かい点ですが、資料5 9-1-1の見え消しでお示しされていたところの29  
ページで、I C T人材の文脈の中で、「あわせて」ということで追記をいただいています。  
「あわせて、I C T人材の育成に向けて、経営者層に多い文系の学部出身者に理系的な考  
え方を習得させることや」という書き方で、「経営者に考え方を習得させる」という書き

ぶりが気になっていまして、代わりの代替の文言が見つからないのですが、修正できないかと思います。

○森川部会長　ありがとうございます。「習得させる」という言葉が上から目線というか強制的のような感じがするということですか。

○山中委員　はい、そういった指摘もあるという考え方の文言なので、このような書きぶりもあるのかもしれないのですが、少し気になったので発言させていただきました。

○森川部会長　分かりました。ありがとうございます。

「習得させる」というと、何か上から目線っぽい感じが確かにしますね。ありがとうございます。

ほかの皆様方から何か御指摘ございますか。

○石井委員　すみません。

○森川部会長　石井先生、お願いします。

○石井委員　度々失礼いたします。

答申（案）を拝見していて、全体的なトーンとといいますか方向性を念のためお聞きしたいと思いました。

政策の在り方として、ネットワークのところは競争力を高めて研究開発も進めていくと。他方、コンテンツのところは、安心・安全な利用環境をつくるためのルール整備を行っていくというのが全体的な方針だと捉えてよろしいでしょうか。コンテンツとネットワークの扱いとといいますか、それらについての政策の方向性について、全体的なところを確認させていただければと思います。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは西潟企画官、お願いいたします。

○西潟情報通信政策課企画官　西潟でございます、石井先生、ありがとうございます。

全体の方向性ということでは、答申（案）ですと37ページに、図があって、上がオレンジの枠でその下に緑の枠があって、ぐるぐるのループがあるという1枚の図があるかと思いますが。この部分がこの答申の一つの方向性なんですね。何でこれが出てきたかという、特に第1章のページを割かせていただいていますけれども、いろいろと現状認識やら現状の分析、あるいは国際情勢の変化というものを踏まえるところではないかということで、その意味では大きく柱として3つございます。

1つ目が、これは政府全体で掲げているものでございますけれども、支えていこうと

いう意味も込めて、情報通信インフラの高度化とそのメンテナンス、維持、これが1つ目です。ここから派生してくる部分として、インフラについて、例えば5Gなんかもそうでございますけれども、いろいろとこの答申の中でも重点的に取り組むべき事項ということで、テキストが出てまいるということでございます。

2つ目が、情報通信産業の国際競争力の維持・強化ということで、これは新しい課題ではないのかもしれませんが、改めてこの現状認識なり国際情勢の変化を踏まえて研究開発、ソリューション、それから人材の育成と、この3本柱でしっかりやってまいりましょうというのがこの答申（案）の中身の2つ目の柱でございます。

3つ目として、先ほどいみじくも先生におっしゃっていただいた部分だと思いますが、3つ目の柱として、自由かつ信頼性の高い情報空間の構築ということで、これも総合政策委員会の中でもたくさん御指摘をいただいた部分でございます。この3つの柱を一つのものとして情報通信政策の方向性として出していくのかなと。先生に御指摘いただいたコンテンツの話ですとかこういった部分は、まさにこの自由かつ信頼性の高い情報空間の中のトピックになるのかなというふうに考えております。

○石井委員　ありがとうございます。

1点だけよろしいでしょうか、今の関連で。

○森川部会長　はい、もちろんです。お願いします。

○石井委員　国際競争力を強化させるという観点では、コンテンツを使った競争力強化は、総務省の方針として力を入れる領域ではなく、どちらかというと安心・安全なコンテンツの流通のほうに軸足を置いた整理になっていると。ネットワークのほうは、国際競争力を高めるべく様々な方針が掲げられているという理解になりますでしょうか。それとも、コンテンツを使った競争力の強化も視野に入っている政策だという整理になるのでしょうか。

○森川部会長　ありがとうございます。

西潟企画官、お願いします。

○西潟情報通信政策課企画官　はい、ありがとうございます。

先生の御指摘については境界領域のところがございます、実は両方ございます。

コンテンツと幅広く言ってしまうと、これは役所それぞれの所掌の話もありますけれども、この答申（案）の45ページの、数字でいうと（6-1）と書いてございます放送コンテンツの海外展開のためのオンライン共通基盤の構築あるいはその人材育成とい

うことで、日本で作られた放送コンテンツ、例えば、観光立国ですとかあるいは東京オリンピック・パラリンピック大会に向けてということで取組を進めておいて、その中で放送コンテンツの役割というのはとても大きなものがございました。

こうした部分については引き続き取組を進めていく、あるいは強化していく、ここの部分もその国際競争力という部分で、いわゆる製造業のマーケットとは捉え方が異なる部分がございますけれども、こうした部分の競争力、あるいは日本全体の競争力に貢献という文脈も含めて、記載がある部分がコンテンツ自体にございますので、国内の中での流通の話とそれから日本からの発信の部分、両方またがっている部分がコンテンツにはありますということで御理解をいただければと思います。ありがとうございます。

○石井委員 ありがとうございます。すみません、お答えしづらい質問をしてしまって、大変失礼いたしました。

日本のコンテンツがリッチなほうが良いと思いますので、それを国際的に展開していただけるようなサポートをしていただけると望ましいと思った次第です。ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます、石井先生。

それではほかの皆様方、ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

○増田委員 増田です。よろしいでしょうか。

○森川部会長 どうぞ、お願いします。

○増田委員 今回取りまとめいただきまして、大変ありがとうございました。

非常に幅広く取りまとめていただいて、消費者や生活者に対しても書かれているというふうに理解しております。ただ、今回の意見の中にも少しありましたけれども、やはりその部分のアピールというのが少し不足しているように思いました。今回取りまとめの内容がどうかということではなくて、この内容を広く広報していただくことが大変重要だと思っております。

これまでも総務省さんには取組に関して、最近では消費者、生活者に対しての安心・安全とかということについてはすごく取り組んでいただいていることは承知しているんですけども、こと情報通信政策と言ったときに、消費者までカバーしているのかというイメージがあります。まだ一般消費者からすると追いついてないという感覚があります。ですから、なおさらこれを機に、消費者視点での広報をしていただくといいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○森川部会長 貴重なコメントありがとうございました、増田委員。

ほかに何か御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、皆様方、本当にありがとうございます。

この後、幾つかいただいた御意見を反映させられるような修正が可能かどうかというのを事務局と私とで検討させていただきたいと思います。具体的には江崎先生の経済安全保障の点や、石井先生からの利用者情報、山中委員からの「あわせて」の経営者のところなどの文言の修正です。できれば反映させたいと思っておりますので、皆様方がよろしければ私一任ということで一部修正を行わせていただいて、その上で次回の情報通信審議会総会において、この資料59-1-1の答申（案）を本部会からの一次答申（案）として提案することとさせていただければと思っております。

このようなプロセスでよろしいでしょうか。御異議がある場合はチャット機能等でお申し出いただければというふうに思います。

(異議の申出なし)

○森川部会長 皆様方から異議もないということですので、事務局といただいたポイント、幾つかの点に関して相談をした上で、反映できるところを反映させていただいて、情報通信審議会の総会に、資料59-1-1の答申（案）を、当部会からの一次答申（案）として提案することとさせていただきます。

定足数も満たしているということです。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議題は終了となります。委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○成田管理室長 特段ございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。

次回の日程につきましては現在調整中ですので、詳細が決まり次第、事務局からまた改めて御連絡をさしあげることになります。

ありがとうございます。以上で閉会といたします。